

改正後	現 行
<p>4 事業の実施手続き 現行どおり（略）</p> <p>5 費用 （1）3の（1）～（3）及び（6）の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業 （2）3の（4）及び（5）の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業</p> <p>（3）現行どおり（略）</p> <p>（4）現行どおり（略）</p> <p>6 補助金の返還 現行どおり（略）</p>	<p>4 事業の実施手続き （1）市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、都道府県知事に十分に協議を行うものとする。 （2）この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>5 費用 （1）3の（1）～（3）及び（7）の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業 （2）3の（4）～（6）の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業 （3）3の（1）及び（2）の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。 （4）3の（1）の事業については、対象経費に建物の賃借料（敷金を除く。）を含むことができること。</p> <p>6 補助金の返還 3の（3）の事業について、事業終了時において、当該認可外保育施設が認可保育所に移行することができなかつた場合であつて、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、本事業に対する国庫補助金を返還させることができるものとする。</p>

改正後	現行
<p>別添5</p> <p style="text-align: center;">保育環境改善等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 現行どおり（略）</p> <p>2 実施主体 現行どおり（略）</p> <p>3 対象事業 本事業の対象事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。なお、次に掲げる事業のうち、(1)①と(2)①は、併せて実施できるものとする。</p> <p>(1) 基本改善事業 既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置するもので、以下に掲げる事業とする。</p> <p>① 保育サービス提供施設設置促進事業 現行どおり（略）</p> <p>② 認可化移行環境改善事業 現行どおり（略）</p> <p>③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業 保育対策等促進事業実施要綱の別添3「病児・病後児保育事業実施要綱」の3の(3)に基づく事業（以下、病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）という。）に必要な保育所の改修等を行う事業。</p> <p>(2) 環境改善事業 利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行うもので、以下に掲げる事業とする。</p> <p>① 保育所障害児受入促進事業 現行どおり（略）</p>	<p>別添5</p> <p style="text-align: center;">保育環境改善等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 既存の建物を活用して、利便性の高い場所等における保育サービス提供施設の設置並びに保育所及び保育所分園における障害児の受入れの促進等を行うことにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。</p> <p>3 対象事業 本事業の対象事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。なお、次に掲げる事業のうち、(1)①と(2)①は、併せて実施できるものとする。</p> <p>(1) 基本改善事業 既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置するもので、以下に掲げる事業とする。</p> <p>① 保育サービス提供施設設置促進事業 保育サービスの需要が高い場所に保育所、保育所分園、送迎保育ステーション事業等のための施設を設置し、地域の実情に応じた保育サービスの提供を行うために必要な改修等を行う事業。</p> <p>② 認可化移行環境改善事業 市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可移行のために必要な改修等を行う事業。</p> <p>③ 病児・病後児保育事業（自園型）環境改善事業 保育対策等促進事業実施要綱の別添3「病児・病後児保育事業（自園型）実施要綱」に基づく事業（以下、病児・病後児保育事業（自園型）という。）に必要な保育所の改修等を行う事業。</p> <p>(2) 環境改善事業 利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行うもので、以下に掲げる事業とする。</p> <p>① 保育所障害児受入促進事業 既存の保育所、又は保育所分園において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。</p>

改正後	現行
<p>② 分園推進事業 現行どおり（略）</p> <p>③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 <u>病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）の実施を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。</u></p> <p>4 対象事業の制限 現行どおり（略）</p> <p>5 費用 現行どおり（略）</p> <p>6 その他（補助金の返還） 現行どおり（略）</p>	<p>② 分園推進事業 保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。</p> <p>③ 病児・病後児保育事業（自園型）推進事業 <u>病児・病後児保育事業（自園型）の実施を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。</u></p> <p>4 対象事業の制限 （1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。 （2）既存の事業実施施設の破損や老朽化に伴う改修は、本事業の対象とはならないこと。 （3）3の（1）及び（2）②、③の事業については、1施設につき1回限りとする事。 （4）3の（1）の事業については、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみの場合は、本事業の対象とはならないこと。 （5）3の（1）①及び（2）②の事業については、当該年度中に開設される施設、又は翌年度4月1日に開設されるもののみを対象とするものであること。 （6）3の（1）③及び（2）③の事業については、当該年度中、又は翌年度に事業実施を予定している保育所を対象とするものであること。 （7）3の（2）①の事業については、当該年度中、又は翌年度に障害児の受入れを予定している保育所を対象とするものであること。</p> <p>5 費用 （1）市町村は、本事業を実施するのに必要な経費を支弁すること。 （2）国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>6 その他（補助金の返還） 3の（1）②の事業については、実施主体の責めに帰すべき事由で、事業実施後3年を経て、認可保育所に移行されなかった場合は、本事業に対する国庫補助金を返還させることができるものとする。</p>

平成20年度 保育対策等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改正後				改正前			
別表				別表			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保 育 対 策 等 促 進 事 業	1 一時・特定保育等事業 (1) 一時保育促進事業 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)	一時・特定保育等事業 に必要な経費	1/3	1 一時・特定保育等事業 (1) 一時保育促進事業 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)	一時・特定保育等事業 に必要な経費	1/3	
	1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)			1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)			
	810,000 円 (300 人以上 600 人未満)			810,000 円 (300 人以上 600 人未満)			
	1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)			1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)			
	1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)			1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)			
	2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)			2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)			
	2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)			2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)			
	3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)			3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)			
	4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)			4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)			
	4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)			4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)			
5,130,000 円 (2,700 人以上)			5,130,000 円 (2,700 人以上)				

改正後				改正前			
	<p>(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、上記単価のそれぞれ半額)</p> <p>(2) 特定保育事業 一時保育促進事業と同じ</p> <p>※ (1)、(2) とともに、1 日当たり 4 時間未満の利用児童については 2 人で 1 人と算定すること</p> <p>(3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業</p> <p>1 か所当たり年額 9,000,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、4,500,000 円)</p> <p>(4) 地域保育資源活用事業</p> <p>① 休日保育分</p> <p>ア 基本分 1 か所当たり年額 200,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、100,000 円)</p> <p>イ 加算分 利用児童 1 人当たり日額 2,000 円</p> <p>② 時間外保育分</p> <p>ア 基本分 1 か所当たり年額 400,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、200,000 円)</p> <p>イ 加算分 利用児童 1 人当たり日額 2,000 円</p> <p>③ 病児・病後児保育分</p> <p>ア 基本分 1 か所当たり年額 400,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、200,000 円)</p> <p>イ 加算分 利用児童 1 人当たり日額 5,000 円</p>				<p>(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、上記単価のそれぞれ半額)</p> <p>(2) 特定保育事業 一時保育促進事業と同じ</p> <p>※ (1)、(2) とともに、1 日当たり 4 時間未満の利用児童については 2 人で 1 人と算定すること</p> <p>(3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業</p> <p>1 か所当たり年額 9,000,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、4,500,000 円)</p>		

改正後			改正前		
<p>2 休日・夜間保育事業</p> <p>(1) 休日保育事業</p> <p>①基本分 (年間延べ利用児童数が 210人以下)</p> <p>1か所当たり年額 630,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の 施設にあつては、315,000円)</p> <p>②加算分 (年間延べ利用児童数が 210人を超える場合、基本 分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1か所当たり年額 63,000円 (210人超280人未満)</p> <p>189,000円 (280人以上350人未満)</p> <p>315,000円 (350人以上420人未満)</p> <p>441,000円 (420人以上490人未満)</p> <p>567,000円 (490人以上560人未満)</p> <p>693,000円 (560人以上630人未満)</p> <p>819,000円 (630人以上700人未満)</p> <p>945,000円 (700人以上770人未満)</p> <p>1,071,000円 (770人以上840人未満)</p> <p>1,197,000円 (840人以上910人未満)</p>	<p>休日・夜間保育事業に 必要な経費</p>		<p>2 休日・夜間保育事業</p> <p>(1) 休日保育事業</p> <p>①基本分 (年間延べ利用児童数が 210人以下)</p> <p>1か所当たり年額 630,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の 施設にあつては、315,000円)</p> <p>②加算分 (年間延べ利用児童数が 210人を超える場合、基本 分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1か所当たり年額 63,000円 (210人超280人未満)</p> <p>189,000円 (280人以上350人未満)</p> <p>315,000円 (350人以上420人未満)</p> <p>441,000円 (420人以上490人未満)</p> <p>567,000円 (490人以上560人未満)</p> <p>693,000円 (560人以上630人未満)</p> <p>819,000円 (630人以上700人未満)</p> <p>945,000円 (700人以上770人未満)</p> <p>1,071,000円 (770人以上840人未満)</p> <p>1,197,000円 (840人以上910人未満)</p>	<p>休日・夜間保育事業に 必要な経費</p>	

改正後		改正前	
<p>1,323,000 円 (910 人以上 980 人未満)</p> <p>1,449,000 円 (980 人以上 1,050 人未満)</p> <p>1,575,000 円 (1,050 人以上) (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額を加算 (千円未満切り捨て))</p> <p>(2) 夜間保育推進事業 1 か所当たり年額 1,500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の保育所にある場合は、750,000 円)</p>		<p>1,323,000 円 (910 人以上 980 人未満)</p> <p>1,449,000 円 (980 人以上 1,050 人未満)</p> <p>1,575,000 円 (1,050 人以上) (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額を加算 (千円未満切り捨て))</p> <p>(2) 夜間保育推進事業 1 か所当たり年額 1,500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の保育所にある場合は、750,000 円)</p>	
<p>3 病児・病後児保育事業</p> <p>① 病児対応型 ア 4 人定員 1 か所当たり年額 8,480,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、4,240,000 円)</p> <p>イ 2 人定員 1 か所当たり年額 6,030,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、3,010,000 円)</p> <p>② 病後児対応型 ア 4 人定員 1 か所当たり年額 6,790,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、3,390,000 円)</p> <p>イ 2 人定員 1 か所当たり年額 4,630,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、2,310,000 円)</p> <p>③ 体調不良児対応型 1 か所当たり年額 4,410,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、2,200,000 円)</p>	<p>病児・病後児保育事業に必要な経費</p>	<p>3 病児・病後児保育事業 (自園型) 1 か所当たり年額 3,125,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の保育所にある場合は、1,562,000 円)</p>	<p>病児・病後児保育事業 (自園型) に必要な経費</p>

改正後			改正前		
<p>④ 経過措置分</p> <p>ア 病児対応型</p> <p> a 4人定員 (旧A型病児加算)</p> <p> 1か所当たり年額 6,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、3,000,000円)</p> <p> b 2人定員 (旧B型病児加算)</p> <p> 1か所当たり年額 4,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,000,000円)</p> <p>イ 病後児対応型</p> <p> a 4人定員 (旧A型)</p> <p> 1か所当たり年額 5,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,500,000円)</p> <p> b 2人定員 (旧B型)</p> <p> 1か所当たり年額 3,500,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,750,000円)</p> <p>ウ 施設型 (旧C型)</p> <p> 1か所当たり年額 1,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、500,000円)</p> <p>エ 派遣型一時保育</p> <p> 1か所当たり年額 1,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、500,000円)</p>					
<p>4 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p> ① 事業費</p> <p> 1か所当たり年額 13,416,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、6,708,000円)</p> <p> ② 賃借料</p> <p> 1か所当たり年額 3,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,500,000円)</p>	<p>待機児童解消促進等事業に必要な経費</p>		<p>4 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p> ① 事業費</p> <p> 1か所当たり年額 13,346,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、6,673,000円)</p> <p> ② 賃借料</p> <p> 1か所当たり年額 3,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,500,000円)</p>	<p>待機児童解消促進等事業に必要な経費</p>	

改正後		改正前	
<p>(2) 家庭的保育事業</p> <p>①家庭的保育事業</p> <p>ア 家庭的保育者経費 児童1人当たり月額 <u>54,300円</u></p> <p>イ 家庭的保育支援者経費 家庭的保育支援者1人当たり年額 <u>4,698,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,349,000円)</p> <p>ウ 連携保育所経費</p> <p>a 基本分 1か所当たり年額 <u>600,000円</u></p> <p>b 加算分 基本分に加え家庭的保育者1人につき次の年額単価を加算 <u>120,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合にあつては、a及びbの単価のそれぞれ半額(千円未満切り捨て))</p> <p>②家庭的保育者等研修事業 1か所当たり年額 <u>254,000円</u></p> <p>(3) 認可化移行促進事業 1か所当たり年額 <u>2,000,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,000,000円)</p> <p>(4) 保育所分園推進事業</p> <p>①保育所分園 1か所当たり年額 <u>1,200,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、600,000円)</p> <p>②一時・特定保育実施施設 1か所当たり年額 <u>600,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、300,000円)</p> <p>(5) 保育所体験特別事業 1事業当たり年額 <u>1,000,000円</u></p>		<p>(2) 家庭的保育事業</p> <p>①家庭的保育事業</p> <p>ア 通常保育 児童1人当たり月額 <u>36,600円</u></p> <p>イ 保育所人件費等</p> <p>a 基本分 1か所当たり年額 <u>300,000円</u></p> <p>b 加算分 基本分に加え家庭的保育者1人につき次の年額単価を加算 <u>200,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合にあつては、上記単価のそれぞれ半額(千円未満切り捨て))</p> <p>②家庭的保育者研修事業 1か所当たり年額 <u>254,000円</u></p> <p>(3) 認可化移行促進事業 1か所当たり年額 <u>2,000,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,000,000円)</p> <p>(4) 保育所分園推進事業</p> <p>①保育所分園 1か所当たり年額 <u>1,200,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、600,000円)</p> <p>②一時・特定保育実施施設 1か所当たり年額 <u>600,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、300,000円)</p> <p>(5) 保育所体験特別事業 1事業当たり年額 <u>765,000円</u></p>	

改正後				改正前			
	[廃止]				(6) 障害児保育円滑化事業 1事業あたり年額 765,000円		
	(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 1市町村あたり年額 584,000円				(7) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 1市町村あたり年額 584,000円		
	5 保育環境改善等事業	保育環境改善等事業に必要な経費			5 保育環境改善等事業	保育環境改善等事業に必要な経費	
	(1) 基本改善事業 1事業あたり 7,000,000円				(1) 基本改善事業 1事業あたり 7,000,000円		
	(2) 環境改善事業 1事業あたり 1,000,000円				(2) 環境改善事業 1事業あたり 1,000,000円		

平成18年度 延長保育実施状況(公立・民間)

①都道府県

都道府県名	延長保育実施状況(保育課調べ)						保育所総数(19.3.1現在)		
	公立		民間		合計		公立	民間	合計
	か所数	実施率	か所数	実施率	か所数	実施率			
1 北海道	80	(21.2%)	99	(58.9%)	179	(32.8%)	377	168	545
2 青森県	14	(17.3%)	259	(80.9%)	273	(68.1%)	81	320	401
3 岩手県	80	(47.9%)	146	(81.6%)	226	(65.3%)	167	179	346
4 宮城県	83	(49.7%)	37	(82.2%)	120	(56.6%)	167	45	212
5 秋田県	54	(48.6%)	75	(90.4%)	129	(66.5%)	111	83	194
6 山形県	68	(51.9%)	71	(70.3%)	139	(59.9%)	131	101	232
7 福島県	64	(44.8%)	67	(100.0%)	131	(62.4%)	143	67	210
8 茨城県	102	(50.5%)	224	(90.3%)	326	(72.4%)	202	248	450
9 栃木県	81	(44.3%)	88	(91.7%)	169	(60.6%)	183	96	279
10 群馬県	32	(24.1%)	211	(75.1%)	243	(58.7%)	133	281	414
11 埼玉県	210	(54.5%)	271	(87.1%)	481	(69.1%)	385	311	696
12 千葉県	236	(63.3%)	152	(87.4%)	388	(70.9%)	373	174	547
13 東京都	675	(67.0%)	544	(84.2%)	1,219	(73.7%)	1,007	646	1,653
14 神奈川県	95	(81.9%)	152	(91.0%)	247	(87.3%)	116	167	283
15 新潟県	141	(36.4%)	84	(68.9%)	225	(44.2%)	387	122	509
16 富山県	54	(31.2%)	60	(98.4%)	114	(48.7%)	173	61	234
17 石川県	138	(66.7%)	64	(88.9%)	202	(72.4%)	207	72	279
18 福井県	61	(36.5%)	104	(92.0%)	165	(58.9%)	167	113	280
19 山梨県	54	(38.3%)	69	(69.7%)	123	(51.3%)	141	99	240
20 長野県	158	(34.3%)	62	(93.9%)	220	(41.7%)	461	66	527
21 岐阜県	88	(32.1%)	95	(81.9%)	183	(46.9%)	274	116	390
22 静岡県	57	(33.3%)	126	(83.4%)	183	(56.8%)	171	151	322
23 愛知県	173	(28.8%)	75	(56.0%)	248	(33.7%)	601	134	735
24 三重県	55	(19.1%)	92	(60.5%)	147	(33.4%)	288	152	440
25 滋賀県	62	(47.3%)	104	(95.4%)	166	(69.2%)	131	109	240
26 京都府	43	(27.0%)	77	(96.3%)	120	(50.2%)	159	80	239
27 大阪府	242	(87.4%)	314	(92.6%)	556	(90.3%)	277	339	616
28 兵庫県	128	(45.1%)	272	(87.5%)	400	(67.2%)	284	311	595
29 奈良県	66	(66.0%)	51	(100.0%)	117	(77.5%)	100	51	151
30 和歌山県	33	(24.6%)	24	(68.6%)	57	(33.7%)	134	35	169
31 鳥取県	61	(42.7%)	49	(86.0%)	110	(55.0%)	143	57	200
32 島根県	48	(48.5%)	135	(80.4%)	183	(68.5%)	99	168	267
33 岡山県	63	(48.5%)	64	(94.1%)	127	(64.1%)	130	68	198
34 広島県	65	(26.0%)	66	(71.0%)	131	(38.2%)	250	93	343
35 山口県	31	(26.1%)	115	(82.7%)	146	(56.6%)	119	139	258
36 徳島県	39	(25.5%)	65	(92.9%)	104	(46.6%)	153	70	223
37 香川県	22	(25.9%)	39	(79.6%)	61	(45.5%)	85	49	134
38 愛媛県	30	(14.3%)	40	(61.5%)	70	(25.5%)	210	65	275
39 高知県	13	(8.2%)	29	(65.9%)	42	(20.7%)	159	44	203
40 福岡県	92	(46.2%)	270	(76.9%)	362	(65.8%)	199	351	550
41 佐賀県	59	(89.4%)	148	(98.7%)	207	(95.8%)	66	150	216
42 長崎県	15	(20.0%)	243	(91.7%)	258	(75.9%)	75	265	340
43 熊本県	86	(49.1%)	263	(93.6%)	349	(76.5%)	175	281	456
44 大分県	23	(27.7%)	79	(57.7%)	102	(46.4%)	83	137	220
45 宮崎県	21	(20.4%)	155	(80.7%)	176	(59.7%)	103	192	295
46 鹿児島県	27	(28.4%)	171	(65.3%)	198	(55.5%)	95	262	357
47 沖縄県	60	(43.2%)	193	(90.2%)	253	(71.7%)	139	214	353
小計	4,182	(42.6%)	6,193	(82.6%)	10,375	(59.9%)	9,814	7,502	17,316

※1 実施率=実施か所数÷保育所総数(小数点以下第2位を四捨五入)

※2 実施か所数:平成19年3月に実施していた保育所数

※3 公立:設置主体が自治体立のもの

民間:上記以外のもの

平成18年度 延長保育実施状況(公立・民間)

②政令指定都市・中核市

市名	延長保育実施状況(保育課調べ)						保育所総数(19.3.1現在)		
	公立		民間		合計		公立	民間	合計
	か所数	実施率	か所数	実施率	か所数	実施率			
1 札幌市	15	(51.7%)	131	(84.5%)	146	(79.3%)	29	155	184
2 仙台市	49	(100.0%)	66	(100.0%)	115	(100.0%)	49	66	115
3 さいたま市	62	(100.0%)	49	(98.0%)	111	(99.1%)	62	50	112
4 千葉市	58	(96.7%)	30	(100.0%)	88	(97.8%)	60	30	90
5 横浜市	58	(50.9%)	235	(91.4%)	293	(79.0%)	114	257	371
6 川崎市	87	(100.0%)	30	(100.0%)	117	(100.0%)	87	30	117
7 静岡市	19	(38.8%)	38	(73.1%)	57	(56.4%)	49	52	101
8 名古屋市	41	(33.1%)	91	(58.7%)	132	(47.3%)	124	155	279
9 京都市	13	(38.2%)	137	(62.3%)	150	(59.1%)	34	220	254
10 大阪市	49	(36.6%)	150	(70.8%)	199	(57.5%)	134	212	346
11 堺市	28	(100.0%)	68	(100.0%)	96	(100.0%)	28	68	96
12 神戸市	79	(100.0%)	94	(96.9%)	173	(98.3%)	79	97	176
13 広島市	33	(37.1%)	64	(98.5%)	97	(63.0%)	89	65	154
14 北九州市	9	(27.3%)	107	(86.3%)	116	(73.9%)	33	124	157
15 福岡市	18	(100.0%)	140	(94.6%)	158	(95.2%)	18	148	166
16 旭川市	3	(60.0%)	15	(31.3%)	18	(34.0%)	5	48	53
17 函館市	1	(6.7%)	15	(44.1%)	16	(32.7%)	15	34	49
18 青森市	3	(42.9%)	75	(92.6%)	78	(88.6%)	7	81	88
19 秋田市	15	(100.0%)	29	(96.7%)	44	(97.8%)	15	30	45
20 郡山市	12	(48.0%)	12	(100.0%)	24	(64.9%)	25	12	37
21 いわき市	0	(0.0%)	20	(100.0%)	20	(32.3%)	42	20	62
22 宇都宮市	20	(100.0%)	45	(100.0%)	65	(100.0%)	20	45	65
23 川越市	20	(100.0%)	11	(84.6%)	31	(93.9%)	20	13	33
24 船橋市	8	(29.6%)	24	(100.0%)	32	(62.7%)	27	24	51
25 横須賀市	6	(50.0%)	26	(96.3%)	32	(82.1%)	12	27	39
26 相模原市	11	(44.0%)	37	(100.0%)	48	(77.4%)	25	37	62
27 新潟市	34	(35.4%)	95	(94.1%)	129	(65.5%)	96	101	197
28 富山市	33	(55.0%)	27	(100.0%)	60	(69.0%)	60	27	87
29 金沢市	13	(100.0%)	97	(99.0%)	110	(99.1%)	13	98	111
30 長野市	7	(15.9%)	42	(97.7%)	49	(56.3%)	44	43	87
31 岐阜市	2	(6.3%)	15	(93.8%)	17	(35.4%)	32	16	48
32 浜松市	21	(87.5%)	56	(96.6%)	77	(93.9%)	24	58	82
33 豊橋市	4	(80.0%)	23	(46.0%)	27	(49.1%)	5	50	55
34 岡崎市	13	(37.1%)	17	(94.4%)	30	(56.6%)	35	18	53
35 豊田市	17	(35.4%)	9	(81.8%)	26	(44.1%)	48	11	59
36 高槻市	13	(100.0%)	24	(100.0%)	37	(100.0%)	13	24	37
37 東大阪市	14	(100.0%)	43	(97.7%)	57	(98.3%)	14	44	58
38 姫路市	14	(41.2%)	50	(96.2%)	64	(74.4%)	34	52	86
39 奈良市	1	(4.2%)	15	(78.9%)	16	(37.2%)	24	19	43
40 和歌山市	2	(7.4%)	32	(97.0%)	34	(56.7%)	27	33	60
41 岡山市	24	(43.6%)	58	(98.3%)	82	(71.9%)	55	59	114
42 倉敷市	11	(36.7%)	55	(94.8%)	66	(75.0%)	30	58	88
43 福山市	70	(100.0%)	48	(92.3%)	118	(96.7%)	70	52	122
44 下関市	8	(30.8%)	25	(75.8%)	33	(55.9%)	26	33	59
45 高松市	23	(54.8%)	30	(100.0%)	53	(73.6%)	42	30	72
46 松山市	22	(78.6%)	32	(100.0%)	54	(90.0%)	28	32	60
47 高知市	5	(23.8%)	19	(32.8%)	24	(30.4%)	21	58	79
48 長崎市	2	(13.3%)	77	(92.8%)	79	(80.6%)	15	83	98
49 熊本市	20	(95.2%)	107	(99.1%)	127	(98.4%)	21	108	129
50 大分市	13	(92.9%)	42	(84.0%)	55	(85.9%)	14	50	64
51 宮崎市	2	(15.4%)	89	(91.8%)	91	(82.7%)	13	97	110
52 鹿児島市	17	(100.0%)	68	(97.1%)	85	(97.7%)	17	70	87
小計	1,122	(55.5%)	2,934	(85.7%)	4,056	(74.5%)	2,023	3,424	5,447
合計(①+②)	5,304	(44.8%)	9,127	(83.5%)	14,431	(63.4%)	11,837	10,926	22,763

※1 実施率=実施か所数÷保育所総数(小数点以下第2位を四捨五入)

※2 実施か所数:平成19年3月に実施していた保育所数

※3 公立:設置主体が自治体立のもの
民間:上記以外のもの

平成18年度 延長保育実施状況(公立・民間)

都道府県

実施率上位10位(公立)

佐賀県	(89.4%)
大阪府	(87.4%)
神奈川県	(81.9%)
東京都	(67.0%)
石川県	(66.7%)
奈良県	(66.0%)
千葉県	(63.3%)
埼玉県	(54.5%)
山形県	(51.9%)
茨城県	(50.5%)

実施率上位10位(民間)

奈良県	(100.0%)
福島県	(100.0%)
佐賀県	(98.7%)
富山県	(98.4%)
京都府	(96.3%)
滋賀県	(95.4%)
岡山県	(94.1%)
長野県	(93.9%)
熊本県	(93.6%)
徳島県	(92.9%)

実施率上位10位(合計)

佐賀県	(95.8%)
大阪府	(90.3%)
神奈川県	(87.3%)
奈良県	(77.5%)
熊本県	(76.5%)
長崎県	(75.9%)
東京都	(73.7%)
茨城県	(72.4%)
石川県	(72.4%)
沖縄県	(71.7%)

実施率下位10位(公立)

高知県	(8.2%)
愛媛県	(14.3%)
青森県	(17.3%)
三重県	(19.1%)
長崎県	(20.0%)
宮崎県	(20.4%)
北海道	(21.2%)
群馬県	(24.1%)
和歌山県	(24.6%)
徳島県	(25.5%)

実施率下位10位(民間)

愛知県	(56.0%)
大分県	(57.7%)
北海道	(58.9%)
三重県	(60.5%)
愛媛県	(61.5%)
鹿児島県	(65.3%)
高知県	(65.9%)
和歌山県	(68.6%)
新潟県	(68.9%)
山梨県	(69.7%)

実施率下位10位(合計)

高知県	(20.7%)
愛媛県	(25.5%)
北海道	(32.8%)
三重県	(33.4%)
和歌山県	(33.7%)
愛知県	(33.7%)
広島県	(38.2%)
長野県	(41.7%)
新潟県	(44.2%)
香川県	(45.5%)

政令指定都市・中核市

実施率上位10位(公立)

仙台市	(100.0%)
さいたま市	(100.0%)
川崎市	(100.0%)
堺市	(100.0%)
神戸市	(100.0%)
福岡市	(100.0%)
秋田市	(100.0%)
宇都宮市	(100.0%)
川越市	(100.0%)
金沢市	(100.0%)
高槻市	(100.0%)
東大阪市	(100.0%)
福山市	(100.0%)
鹿児島市	(100.0%)

実施率上位10位(民間)

仙台市	(100.0%)
千葉市	(100.0%)
川崎市	(100.0%)
堺市	(100.0%)
郡山市	(100.0%)
いわき市	(100.0%)
宇都宮市	(100.0%)
船橋市	(100.0%)
相模原市	(100.0%)
富山市	(100.0%)
高槻市	(100.0%)
高松市	(100.0%)
松山市	(100.0%)

実施率上位10位(合計)

仙台市	(100.0%)
川崎市	(100.0%)
堺市	(100.0%)
宇都宮市	(100.0%)
高槻市	(100.0%)
さいたま市	(99.1%)
金沢市	(99.1%)
熊本市	(98.4%)
神戸市	(98.3%)
東大阪市	(98.3%)

実施率下位10位(公立)

いわき市	(0.0%)
奈良市	(4.2%)
岐阜市	(6.3%)
函館市	(6.7%)
和歌山市	(7.4%)
長崎市	(13.3%)
宮崎市	(15.4%)
長野市	(15.9%)
高知市	(23.8%)
北九州市	(27.3%)

実施率下位10位(民間)

旭川市	(31.3%)
高知市	(32.8%)
函館市	(44.1%)
豊橋市	(46.0%)
名古屋市	(58.7%)
京都市	(70.8%)
大阪市	(70.8%)
静岡市	(73.1%)
下関市	(75.8%)
奈良市	(78.9%)

実施率下位10位(合計)

高知市	(30.4%)
いわき市	(32.3%)
函館市	(32.7%)
旭川市	(34.0%)
岐阜市	(35.4%)
奈良市	(37.2%)
豊田市	(44.1%)
名古屋市	(47.3%)
豊橋市	(49.1%)
下関市	(55.9%)